(二)　麻薬研究施設の設置者が、要回収麻薬を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合（第二四条第一項第三号関係）

(三)　麻薬元卸売業者が、要回収麻薬を麻薬製造業者又は麻薬製剤業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合（第二四条第八項関係）

(四)　麻薬卸売業者が、要回収麻薬を麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は麻薬元卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合（第二四条第九項関係）

(五)　麻薬小売業者が、要回収麻薬を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合（第二四条第一一項関係）

2　麻薬卸売業者は、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者による麻薬の出荷の停止又は制限その他の事由が生じたことにより厚生労働大臣が保健衛生上の危害の発生を防止するための措置を講ずることとした場合その他の厚生労働省令で定める場合にあっては、1の(四)の場合を除き、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県及びこれに隣接する都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならないものとした。（第二四条第九項関係）

四　薬剤師法の一部改正関係

1　薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなった処方箋を、調剤済みとなった日から五年間、保存しなければならないものとした。（第二七条関係）

2　薬局開設者は、その薬局に備えられた調剤録を、最終の記入の日から五年間、保存しなければならないものとした。（第二八条第三項関係）

五　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正関係

1　研究所の業務の追加に関する事項

(一)　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の業務に、令和一八年三月三一日までの間、次の業務を追加するものとした。（附則第一七条第一項関係）

(1)　革新的な医薬品又は再生医療等製品（以下この(1)及び2の(二)において「革新的な医薬品等」という。）の実用化のための研究開発に必要な相当の規模の施設又は設備を整備し、革新的な医薬品等の実用化に取り組む者の共用に供すること等により革新的な医薬品等の実用化のための交流、連携等の機会を提供する事業その他革新的な医薬品等の実用化に取り組む者に対し当該実用化に必要な支援を行う事業として政令で定める事業を行う者（2の(一)において「革新的医薬品等実用化支援事業者」という。）に対し、当該事業に必要な資金の交付その他の支援を行うこと。

(2)　(1)の業務に附帯する業務を行うこと。

(二)　研究所の業務に、令和一三年三月三一日までの間、次の業務を追加するものとした。（附則第一七条第二項関係）

(1)　後発医薬品の製造を行う者（以下この(1)及び4において「後発医薬品製造販売業者等」という。）であって、自らが製造を行う品目の製造の工程と他の後発医薬品製造販売業者等が製造を行う品目の製造の工程の統合その他の後発医薬品の安定的な供給の確保のための製造の基盤の整備に関する措置であって厚生労働省令で定めるもの（以下この(1)及び4において「製造基盤整備措置」という。）を行うものに対し、当該製造基盤整備措置に必要な資金の交付その他の支援を行うこと。

(2)　(1)の業務に附帯する業務を行うこと。

(三)　(一)の(1)及び(二)の(1)の支援は、2の(一)又は4の(一)の認定を受けた者について行うものとした。（附則第一七条第三項関係）

2　事業の認定に関する事項

(一)　革新的医薬品等実用化支援事業者は、1の(一)の(1)の支援を受けて1の(一)の(1)の事業を行おうとする場合は、申請書を厚生労働大臣に提出し、当該事業について、1の(一)の(1)の業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができるものとした。（附則第一八条第一項関係）

(二)　厚生労働大臣は、(一)の認定の申請に係る事業が独立行政法人通則法第三五条の四第一項に規定する中長期目標（以下この(二)及び4において単に「中長期目標」という。）において定める1の(一)の(1)の業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、当該中長期目標において定める当該業務の実施に関し必要な事項その他の事項に照らしてこれらの事業に係る革新的な医薬品等の実用化のための支援を促進することが適切であると認めるときは、(一)の認定をするものとした。（附則第一八条第三項関係）

(三)　厚生労働大臣は、(一)の認定を受けた事業が(二)の基準に適合しなくなったと認めるときき又は正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとした。（附則第一八条第四項関係）

(四)　厚生労働大臣は、(一)の認定又は(三)の認定の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとした。（附則第一九条関係）

3　革新的医薬品等実用化支援基金の設置等に関する事項

(一)　研究所は、1の(一)の(1)の業務（複数年度にわたるものであって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。）及び当該業務に附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「革新的医薬品等実用化支援基金」という。）を設けることができるものとし、(二)により交付を受けた補助金及び革新的医薬品等実用化支援基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとした。（附則第二〇条第一項関係）

(二)　政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、革新的医薬品等実用化支援基金に充てる資金を補助することができるものとした。（附則第二〇条第二項関係）

4　製造基盤整備措置の認定に関する事項

(一)　後発医薬品製造販売業者等は、1の(二)の(1)の支援を受けて製造基盤整備措置を行おうとする場合は、申請書を厚生労働大臣に提出し、当該製造基盤整備措置について、1の(二)の(1)の業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができるものとした。（附則第二四条第一項関係）

(二)　厚生労働大臣は、(一)の認定の申請に係る製造基盤整備措置が中長期目標において定める1の(二)の(1)の業務の対象となる製造基盤整備措置の基準に適合しており、かつ、当該中長期目標において定める当該業務の実施に関し必要な事項その他の事項に照らして当該製造基盤整備措置に係る後発医薬品の安定的な供給の確保を促進することが適切であると認めるときは、(一)の認定をするものとした。（附則第二四条第三項関係）

(三)　厚生労働大臣は、(一)の認定を受けた製造基盤整備措置が(二)の基準に適合しなくなったと認めるとき又は正当な理由がないのに当該製造基盤整備措置が適切に実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとした。（附則第二四条第四項関係）

(四)　厚生労働大臣は、(一)の認定又は(三)の認定の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとした。（附則第二五条関係）

(五)　厚生労働大臣は、(一)の認定をしようとする場合において、当該認定に係る後発医薬品製造販売業者等が行おうとする製造基盤整備措置が、事業再編を伴うものであって、当該後発医薬品製造販売業者等と他の後発医薬品製造販売業者等との適正な競争を阻害するおそれがあるものとして政令で定めるものに該当するときは、あらかじめ、公正取引委員会に、当該認定に係る申請書の写しを送付し、協議するものとした。（附則第二六条第一項関係）